

平成17年度 第11回 鞍手町行財政改革推進委員会会議

日時：平成17年12月7日（水）

午前10時00分から

場所：鞍手町議会議事堂

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 会議録署名人の指名

4 議事

(1) 提言案の修正と最終答申案について（資料29、30）

(2) 最終答申（予定）

(3) その他

5 閉会

「推進委員会の提言（案）」の修正等について

	資料 2 8 の修正等	修正等に関する意見
1	修正なし：一覧表 参考意見等を付ける	参考意見等は付けた方が良い
2	修正なし：全体 全ての表現を見直し、根本から組み立てなおすこととなるため	難しい言葉が多い
3	修正：一覧表 5 / 1 2 「運用段階において、評価により良かったところだけが取り上げられ、一部住民のニーズにより安易に事務事業を継続したり、事務選択や優先順位付けが適正に行われなかったりということが生じないよう注意が必要であり、良い評価だけではなく、クレーム、問題点のチェックやその対応などにも活用する必要がある。」を、「運用段階においては、住民のために行政がやるべき仕事は何かを常に考えながら取り組む必要がある。いたずらに、評価点にだけこだわるべきではない。」に修正	評価基準がまずできて、そして評価委員会というのが機能する。そのためには行政の仕事はどうかということをはっきりさせ、この提言の中に加えていかなければいけない 提言は、基本的なことをまとめるべきであり、細かいことをまとめても、実施するのは別の機関となるので、これだけの人数で集約して全体を提言することは難しい。基本的に間違っていない方向性を示す提言はいくらやってもかまわない。あそこが悪い。ここが悪い。こういうこともやらなければいけない。これも入れなければいけないという提言になると、これを作り直すとか、考え直すということが出てくる。時間がかかってもよいのならば、行財政改革は、本当はもっと根っこの部分を変えていかなければならないが、今回は根っこまで行っていない。根っこの方を今からやると、また一に戻る
4	修正：一覧表 1 0 / 1 2 「よって、改修計画の策定にあたっては、優先順位を付するなどの方法も考慮され、効率的かつ効果的な取組みとされたい。」を、「よって、改修計画の策定にあたっては、施設の統廃合の検討を考慮しつつ優先順位をつける方法を用い、効率的かつ効果的な取組みをされたい。」に修正	施設の改善については、施設の統廃合ということも、全体的には出ていた意見であり、それをここへ盛り込むべきである

5	<p>修正：一覧表 11 / 12</p> <p>「民間委託の検討にあたっては、学校給食運営審議会においても十分論議される必要があり、町としても実績やノウハウなどを積んだ上で判断する必要があるが、すでに鞍手町社会福祉協議会で行われている老人給食においては、民間委託で行っており、特に問題は生じていないことも参考とし検討されたい。」を、「民間委託の検討にあたっては、学校給食運営審議会において十分議論される必要がある。町としても、一旦民間委託したら直営に戻すことが難しいことや、先進的な取組みをしているところでは、あえて自校方式に切り換えているところもある。また、鞍手町社会福祉協議会で実施している老人給食の民間委託の実施例等々の事例を十分調査・研究されたい。」に修正</p>	<p>老人給食の受給者が減ってきているという話を聞いている。老人給食は、全く問題無くうまくいっていて、町民に喜んでいただけているということなのかどうか、「問題は無い」という問題の中身を一度、事務局で精査していただきたい</p>
6	<p>文字を削除：1の</p> <p>「恐れがある」を削除</p>	<p>「十分な成果を引き出せない要因になる恐れがあるので」と書かれている。この「恐れがある」という表現は削除し、「要因になるので」ということで十分</p>
7	<p>文字挿入により修正：3の</p> <p>「わかりやすい公表体制」を、「わかりやすい速やかな公表体制」に修正</p>	<p>スピードをもって公表するということが必要</p>
8	<p>後段を削除：4の</p> <p>「なお、別紙においては、審議過程において出された各委員からの様々な意見についても掲げている。この中には、「推進委員会の提言」には組み込まれなかった意見もあり、当推進委員会としては議事録の公表により各意見等の主旨を尊重していくこととしているので、これらについては参考とされたい。」を削除</p> <p>前段において、意見等についても考慮することを盛り込んでいるため</p>	<p>「プラン内容の最終決定にあたっては十分ご考慮された上、実施にあたっては最大の改革効果を創出するよう努められたい」を、「プラン内容の最終決定にあたっては、推進委員からの意見をも十分考慮された上、修正し、実施にあたっては町民の期待に応える改革効果を創出するよう努められたい。」とした方が町民にはよくわかる</p>

9	<p>項目の追加：4の として</p> <p>「各具体的改革項目の指標においては、現時点では具体的な数値を示すことが難しいものもあるが、実施段階においては、プランの見直しにより数値を明らかにし、住民に分かりやすい内容とされたい。」を として追加</p>	<p>補助金の総額をどの程度どうするのが欠落した提言になっている</p> <p>財政シミュレーションによる赤字が何故25億になるか、詳細な項目ごとの数字は明らかにされてないので、住民が見てもわからない</p> <p>数字はある程度明らかに、大まかな目標として出せる部分があれば、出した方が誰が見ても分かりやすい</p>
10	<p>修正：5の</p> <p>「PDCAサイクルにより改革効果を引き出していくためには、改革項目を掲げる上で何が問題だったのかを見失うことのないように努められたい。」を、「自らが町民のために何をなすべきかという問題意識を常に持ち、改善を積み重ねるよう努められたい。」に修正</p>	<p>「PDCAサイクルにより改革効果を引き出していくためには、改革項目を掲げる上で何が問題だったのかを見失うことのないように努められたい」を、「自らが町民のために何をなすべきかという問題意識を常に持ち、改善を積み重ねるよう努められたい。」とした方が町民にはよくわかる</p>
11	<p>項目の削除：5の を削除</p> <p>削除に伴い番号繰り上げ</p> <p>5の を、 に繰り上げ</p>	<p>は、重複している項目</p>
12	<p>修正：5の を として</p> <p>「削減の方向だけで数字合わせになることは適切でない。必要により維持すべき部分と削減すべき部分を十分精査し、」を、「鞍手町のあるべき姿に近づくよう、維持すべき部分と削減すべき部分を十分精査して」に修正</p>	<p>の「削減の方向だけで数字合わせになることは適切でない」を、「鞍手町のあるべき姿に近づくよう、維持すべき部分と削減すべき部分を十分精査して」とした方が町民にはよくわかる</p>

13	<p>項目の追加：5の として追加</p> <p>「行財政改革を推進する上では、鞍手町の将来ビジョンを視野に入れ、行政も住民も、それぞれの立場からできることを自ら考え、自ら行動へ移す様に意識改革を図ることが肝要であり、そのための工夫と行動が必要である。各分野で行政がやらなければならないことを明らかにし、行政と住民の協働によるまちづくりの実践の場を拡充されたい。」を として追加</p>	<p>この中に書いてないことを に入れたい。行政でなければやれないことは何か。行政でやることは何か。これは、あるべき鞍手のビジョンの中に、当然含まれてくることだから、そういうことを決めて、そして、責任を持って住民がやらなければいけないことは何か。「こういうことは住民でやってください」と住民の協力を得なければ、行財政改革はできない</p> <p>住民と行政が、協働でやっていくことはどうということかの検討は、これからされると聞いている。そういったことを、ここで謳った方がよい</p> <p>行政が住民に対して、これは行政でやりますが、これは町民でやりなさいということは、難しい。それ以前に、町民の意識付け、意識改革というような手段を考えなければいけない。自然に、「町民は行政に対して何ができるか」という前向きな姿勢を持ってもらうという意識改革をどうやってするか。そういう雰囲気が出てくれば、町のビジョンやあるべき姿の方向に持っていきやすいし、そこが根幹になる。そういう意味の文言を、含めればよい提言になる。</p>
----	--	---

(案)

平成 1 7 年 1 2 月 7 日

鞍手町長 篠 原 彌 栄 殿

鞍手町行財政改革推進委員会
会 長 福 本 博 文

第 4 次鞍手町行財政改革大綱等の策定について (最終答申)

平成 1 7 年 6 月 1 0 日当委員会に諮問のあった二つの事項のうち、一つ目の今後の行財政改革における鞍手町としての基本方針及び基本目標については、4 基本方針及び 2 2 基本目標を当委員会が策定し、中間答申として平成 1 7 年 7 月 2 8 日に提示いたしました。

二つ目の諮問事項に関しては、中間答申後、4 基本方針及び 2 2 基本目標をもとに、鞍手町行財政改革推進本部が策定された第 4 次鞍手町行財政改革集中改革プラン案の具体的内容について慎重に審議し、当委員会の意見を集約しましたので、最終答申いたします。

第4次鞍手町行財政改革大綱等の策定について（最終答申）

1. はじめに

当推進委員会では、限られた時間の中ではありましたが、推進本部から提示されました第4次鞍手町行財政改革集中改革プラン案について慎重審議を重ね、各委員から多くの貴重な意見等を聴取し、ここに最終答申書をまとめました。

この最終答申書は、1. はじめに、2. 委員及び審議経過、3. 第4次鞍手町行財政改革集中改革プラン案への推進委員会の提言及び（別紙）第4次鞍手町行財政改革集中改革プラン案への意見等集約一覧表の順に掲載しています。

審議経過については、中間答申の際にそれまでの審議経過をご報告いたしましたが、最終答申にあたり、あらためて第1回から第5回（中間答申）を経て第11回（最終答申）に至るまでの推進委員会における審議経過の概要を掲載いたします。

また、意見等の集約は、大方の委員の賛同を得た意見等を「推進委員会の提言」としてまとめプラン案の各章ごとに掲載し、この内、第4章における具体的方策への提言は、（別紙）第4次鞍手町行財政改革集中改革プラン案への意見等集約一覧表に22の基本目標ごとに掲載し、さらに、改革全体に通じる提言は、その他として掲載しています。意見等の中には、「推進委員会の提言」に組み込まれなかった意見等もありますが、どれも審議段階における貴重な意見等でありましたので、別紙にはこれも併せて掲載しています。

よって、第4次改革プランの内容決定にあたっては、推進委員からの意見をも十分考慮され、実施にあたっては、町民の期待に応える改革効果の創出に努められるようお願いいたします。

なお、当推進委員会としましては、今後は改革の実施状況に注目しながら、改革の実現に向け支援してまいります。

2. 委員及び審議経過

(1) 委員

会 長	福 本 博 文
職務代理	宮 崎 實 男
委 員	川 野 高 實
”	添 田 忠 敏
”	白 石 修 二
”	許 斐 英 幸
”	有 松 弘 美
”	菰 野 君 由
”	麻 生 秀 生
”	藤 井 福 吉
”	榊 原 紘
”	武 谷 位千子
”	小 島 美智子
”	亀 井 滋
”	五百路 恵美子

(2) 審議経過

開催日時等	内容
第1回推進委員会 6月10日(金) 10:00~11:45 鞍手町議会議事堂	委員には、関係機関や関係団体からの推薦による委員、女性委員のほか、今回初めて、経営の視点からの意見をいただくための企業関係委員と町民の視点からの建設的な意見をいただくための公募委員も任命され、町長からの諮問を受けた。
第2回推進委員会 6月24日(金) 9:57~11:50 鞍手町議会議事堂	第3次行政改革の取組みの総括について、推進本部から検証結果の報告を受け、鞍手町の現状やこれまでの取組みの成果や問題点などを把握していくことで、今後の課題の洗い出しを行った。
第3回推進委員会 7月7日(木) 10:03~11:45 鞍手町議会議事堂	中間答申の内容として、本委員会が策定、提示する「今後の行財政改革における、鞍手町としての基本方針及び基本目標」について、各委員からの意見等を聴取し、第4次改革の方向性やその骨格などについて審議した。
第4回推進委員会 7月21日(木) 10:02~11:35 鞍手町議会議事堂	これまでに推進委員会で聴取した意見等や第3次行政改革からの課題などをもとに、4基本方針と22基本目標をまとめ、これに当推進委員会として七つの意見を附帯して、中間答申書を作成した。

<p>第5回推進委員会 7月28日(木) 9:00~9:20 鞍手町議会議事堂</p>	<p>中間答申</p>
<p>第6回推進委員会 9月13日(火) 10:02~11:07 鞍手町議会議事堂</p>	<p>当推進委員会が中間答申で提示した4基本方針と22基本目標などをもとに、推進本部で策定されたプラン案のうち、大綱部分について説明を受け、内容について審議し、委員の意見等を聴取した。</p>
<p>第7回推進委員会 10月14日(金) 10:00~12:32 鞍手町議会議事堂</p>	<p>推進本部で策定されたプラン案の、実施計画部分から、13項目の具体的方策について説明を受け、内容について審議し、各項目ごとに委員の意見等を聴取した。</p>
<p>第8回推進委員会 10月28日(金) 13:27~16:55 鞍手町議会議事堂</p>	<p>推進本部で策定されたプラン案の、実施計画部分から、17項目の具体的方策について説明を受け、内容について審議し、各項目ごとに委員の意見等を聴取した。</p>
<p>第9回推進委員会 11月16日(水) 13:30~16:10 鞍手町議会議事堂</p>	<p>推進本部で策定されたプラン案の、実施計画部分から、17項目の具体的方策について説明を受け、内容について審議し、各項目ごとに委員の意見等を聴取した。</p>
<p>第10回推進委員会 11月25日(金) 13:30~14:40 鞍手町議会議事堂</p>	<p>第7回から第9回までの推進委員会の審議において聴取した様々な意見等(質問、意見、要望、助言など)を集約した。 意見等は、最終答申書においては「推進委員会の提言」としてプラン案の第1章から第4章までの各章ごとに付することとし、第4章においては、具体的方策への「推進委員会の提言」を22の基本目標ごとに集約することとした。なお、今回の改革全般に関する意見等は、その他として集約し付することとした。</p>
<p>第11回推進委員会 12月7日(水) 10:00~ 鞍手町議会議事堂</p>	<p>第10回推進委員会において集約した「推進委員会の提言(案)」を精査し、一部修正を加えてこれをもとに作成した最終答申書(案)の内容を確認後、決定し、全ての審議を終了した。</p>
	<p>最終答申</p>

3. 第4次鞍手町行財政改革集中改革プラン案への推進委員会の提言

(1) 「第1章 第4次改革の必要性」について

第1章においては、鞍手町における「これまでの行政改革の取組み」、「地方財政の危機的状況と鞍手町の現状」、「地方行政を取り巻く環境の変化と総務省の新たな指針」などの内容を踏まえながら、「第4次改革の必要性」が示されている。その内容について次のとおり提言する。

【推進委員会の提言】

具体的改革内容の決定(見直しを含む。)や実施段階においては、ともすれば、改革を必要とした背景や課題などが見失われがちになり、そのことが結果的に改革の停滞を引き起こしたり、十分な成果を引き出せない要因になるので、取組みの原点として第4次改革の必要性を踏まえられたい。

(2) 「第2章 第4次改革の4基本方針と22基本目標」について

第2章においては、当推進委員会が策定した「第4次改革の4基本方針と22基本目標」を、「集中改革プラン」に掲げる基本方針及び基本目標として掲げられている。その内容について次のとおり提言する。

【推進委員会の提言】

当推進委員会が策定した基本方針及び基本目標を採用した内容であり異論はないが、推進段階において必要があれば、PDCAサイクルによる細分類以下の具体的改革内容の見直しや項目の追加などにより、基本目標への到達に向け効果を引き出すとともに、一定の効果創出後は、さらに高い目標に向かって改革を推進するよう努められたい。

(3) 「第3章 集中改革プランと推進体制」について

第3章においては、計画期間や推進体制のほか、透明性と実効性を確保するための手法について示されており、当委員会が中間答申に附帯した七つの意見も随所に反映されている。その内容について次のとおり提言する。

【推進委員会の提言】

この章に掲げられた推進体制や手法を十分に活用され、第3次行政改革において反省点とされた、未着手の項目をなくす実施体制や改革が停滞した場合の支援体制を維持し、改革の実効性を確保されたい。

推進委員会における審議経過については、すでにホームページや広報誌などを活用して公表されており、これは取組みの透明性の確保及び住民への説明責任の確保の観点から必要な取組みである。実施段階においても住民にわかりやすい速やかな公表体制を維持されたい。

計画期間の早い時期に目標に到達した改革において、更なる効果創出が可能と認められるものについては、PDCAサイクルの見直し手法によりさらに高い到達点に指標を定め、より一層の効果を引き出すよう努められたい。

(4) 「第4章 第4次行財政改革の具体的方策」について

第4章においては、第2章において掲げる基本方針及び基本目標の体系に基づき、推進本部において策定された具体的改革項目とその内容が示されている。その内容について次のとおり提言する。

【推進委員会の提言】

47の各具体的改革項目への「推進委員会の提言」は、22の基本目標ごとに(別紙)鞍手町行財政改革集中改革プラン案への意見等集約一覧表に掲載する。プラン内容の最終決定にあたっては十分ご考慮された上、実施にあたっては最大の改革効果を創出するよう努められたい。

各具体的改革項目の指標においては、現時点では具体的な数値を示すことが難しいものもあるが、実施段階においては、プランの見直しにより数値を明らかにし、住民に分かりやすい内容とされたい。

(5) その他

(1)から(4)までの「推進委員会の提言」のほか、第4次改革の全般的なこと及び複数の項目に関連することについて、本項において次のとおり提言する。

【推進委員会の提言】

企業においては、「乾いた雑巾をまた絞る」と言われるように、改善を繰り返しているところもある。実施段階においては、このプランが全て実行できて、どれだけの効果があがるのかを踏まえ、常に高い目標に向かって改革を推進されたい。

プランでは、実施期間終了後に評価する内容となっているが、2年以上の期間にわたる内容については、必要に応じて年次目標を掲げ、毎年評価する手法なども検討し、各年度終了後の経過報告を実施されたい。

項目によっては、行財政改革で掲げる項目であるかどうかの判断について、様々な意見があるものもあるが、自らが町民のために何をなすべきかという問題意識を常に持ち、改善を積み重ねるよう努められたい。

限られた時間の中での調整であったこともあり、当委員会への具体的内容の

提案にあたっては、早めに調整の終わった比較的取り扱いやすい項目から提案された状況がうかがえる。このため、弱いところから改革を実施するかのような誤解を招く提案のあり方が見受けられたので、住民をはじめ関係機関や団体、町職員など様々な分野で痛みを伴う改革であることが十分理解されるよう、実施段階においては配慮されたい。

職員提案制度により、実施すべき提案があり実施する場合は、プランの見直しにより項目を追加するなどの方法により整理し、推進委員会への経過報告と住民への公表によって内容を明らかにされたい。

職員自らが汗をかくことにより現状を好転させようとする内容よりも、現状とは何か別のことをしようとする提案が多いと感じられる。また、改革以前に、日常の事務の見直しや、各部署又は職員間の連携で一定の効果を引き出せると思われる内容の項目も見受けられる。よって、職員の改革意識を常に高く維持し、プランに掲げていない事柄についても、日常的に見直しに努められたい。

特別収納対策課、プロジェクトチームなどの関連する整理組織を稼働させるにあたっては、行政内部の仕組みを知らない住民にもわかりやすく、その取り組みへの住民理解が十分得られるよう努められたい。

指定管理者制度や民間委託等は、行政内部での努力により、最大限の節減を図った上で活用されることが望ましい。実施にあたっては、現状を十分精査されたい。

行財政改革を推進する上では、財政シミュレーションによる約25億円の不足額を補う必要性は理解できるが、鞍手町のあるべき姿に近づくよう、維持すべき部分と削減すべき部分を十分精査して実施されたい。

保育所の民営化、学校の統廃合、給食の民間委託等の問題は、子どもを抱える関係住民の意向を十分に聞きこんで検討すべき教育に関する重要な問題である。財政的な効果だけにとらわれることなく、慎重に検討されたい。

行財政改革を推進する上では、鞍手町の将来ビジョンを視野に入れ、行政も住民も、それぞれの立場からできることを自ら考え、自ら行動へ移すように意識改革を図ることが肝要であり、そのための工夫と行動が必要である。各分野で行政がやらなければならないことを明らかにし、行政と住民の協働によるまちづくりの実践の場を拡充されたい。

以上

(別紙) 第4次鞍手町行財政改革集中改革プラン案への意見等集約一覧表

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	資料 番号	推進委員会の提言 ～小分類(基本目標)別～	参考意見等 (審議過程における様々な意見等)	
							具体的改革項目への意見等	全体に通じる意見等、その他関連意見等
1 行政経営 の視点に よる危機 を克服で きる安定 した財政 基盤の確 立	1 歳入	1 収納率の 向上	1 税及び使 用料・手 数料等の 収納率の 向上	1 目標収納 率の設定	26-1	基本目標1「収納率の向上」においては、「税及び使用料・手数料等の収納体制の強化について、目標となる指標の設定など」を視野に入れて検討され、3改革項目によって実施概要が示されている。その内容について次のとおり提言する。 収納率の向上を図る主旨から、目標収納率を設定することとされているが、歳入を増加させる視点で住民にも分かりやすい指標とするためには、可能であれば収納額により設定することが望ましい。 振替制度の利用促進においても同様のことが言えるが、水道、下水道は振替率が良いのは何故かなど、現に振替制度を利用している層を踏まえ、今後振替率を上げることで収納額の増大が期待できるのはどのような層かなどを分析し、歳入の確保に努められたい。	・収納率よりも金額で目標設定をした方が、住民にも分かりやすくよい。	・改革プランが全て実行されたとして、財政がどれだけ健全化するのか、どれだけまだ問題が残るのかといった所が見えて来ない。 ・さらに高い目標を立てられないか。トヨタ自動車では、乾いた雑巾をまた絞ると言われるように、改善を繰り返している。
				2 滞納処分 の強化や 民事手続 の実施	26-2	また、振替制度の利用は、住民にとっては任意の制度であるから、一定以上の利用促進は難しいことも想定されるが、事務の軽減効果の視点からも指標への到達に向けより良い効果を引き出すよう推進されたい。 さらに、設置予定である特別収納対策課において、正当な理由がないにもかかわらず納税・納付に応じない滞納者に対して、滞納処分の強化や民事手続の実施により厳しく対応されることにより、より一層の効果を引き出されるよう努められたい。		
				3 振替制度 の利用促 進	23-1	・啓発は、地区ごとにやる方法や担当者を置く方法など考えられるが、この利用促進は先が見えている。 ・何故、水道、下水道は振替率が良いのかを考えてみる必要がある。 ・70パーセントへの到達でどんな効果が出るのか、職員事務の軽減効果はどうかなどが具体的ではない。 ・町民税の振替は、サラリーマンが中心と思われる。収納額が上がればいいのだから、現在どんな人が振替制度を利用しているのかを踏まえ、収納額との関係で、どのような人を対象に振替率を上げるべきかを考えてはどうか。 ・事務の簡素化には繋がるだろうが、収納率の向上に繋がるかどうかは疑問だ。 ・未収の内容をどう分析したのか。振替利用の件数の比率を示して目標を定めているが、振替利用による収納額を示して目標額を定めてはどうか。 ・収納率全体との関係で、振替制度の利用比率はどうかを見る上では、ものさし(資料)が足りない。 ・未収の内容が、資料として出ていない。	・年次目標を掲げ、毎年評価する方がよい。 ・PDCAを回す基本として、現状において何が問題(改革を必要とする背景)なのかを明確にする必要がある。 ・行革で掲げる項目かどうか、総括表が出ていないのでわからないが、この項目を改革項目とした理由(考え方の基本)が明確ではない。	

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	資料番号	推進委員会の提言 ～小分類(基本目標)別～	参考意見等 (審議過程における様々な意見等)	
							具体的改革項目への意見等	全体に通じる意見等、その他関連意見等
		2 公平、公正な受益者負担	1 保育料の改定	1 国基準の90%に改定	26-3	基本目標2「公平、公正な受益者負担」においては、「使用料及び手数料などの適正化について、算定基準の明確化、近隣市町とのバランス、無料施設の有料化、減免基準の統一など」を視野に入れて検討され、2改革項目によって実施概要が示されている。その内容について次のとおり提言する。 公平、公正な受益者負担を図る主旨から、保育料や公共施設使用料の改定を行うこととされており、保育料の改定については、市町村合併協議においても論議されたように、近隣市町より本町の保育料は低額である現状ではある。しかし一方では、少子化対策の取り組みも活発化しており、また、保育所の一部民営化の検討も予定されていることから、実施にあたっては十分な配慮が必要である。		
			2 公共施設使用料の改定	1 施設使用料の有料化及び減免規定の見直し	26-4	また、公共施設については、単に使用料が安いから値上げする考えは適当ではなく、利用者が少ないから収入が少ないのではないかという視点からも検討する必要がある。単なる値上げでは、利用者の減少を引き起こす原因にもなりかねないため、まず、施設の本来の目的を達成するよう検討されたい。 利用者の増大を図るような工夫を実践しても十分な成果が得られない場合は、値上げもやむを得ないものである。	・使用料が安いから値上げする考えは適当ではない。利用者が少ないから収入が少ないのではないか。値上げすれば、利用者が減るかもしれない。施設の本来の目的を達成するよう知恵を出し、利用者を増やす対策が必要ではないか。それでもダメなら値上げもやむを得ない。	
		3 財源の確保	1 企業誘致の促進と未利用地の処分	1 企業誘致の促進と未利用地の処分	26-5	基本目標3「財源の確保」においては、「短期的財源や長期的財源について、未利用地の処分、企業誘致、法定外税の新設、超過課税の実施及び収益性のある事業の導入など」を視野に入れて検討され、1改革項目によって実施概要が示されている。その内容について次のとおり提言する。 財源確保を図る主旨から、企業誘致の促進と未利用地の処分を検討することとされている。単に未利用地が重荷だから、或いは始末に困るから売却するというだけでは適切ではない。企業誘致の促進と併せて検討する上では、その立地条件により、付加価値を付けるなど、土地の評価を高めるため、先行投資ができるかどうかの結果に影響すると思われるので、可能であればその方向性で検討されることが望ましい。 また、売却にあたっては、可能であれば取得価格を下回らないように売却できることが望ましいが、危機的な財政状況を補うため短期的財源確保の観点から、企業誘致や住宅団地開発などの有効活用が可能である場合は、取得額を下回っても早期売却することについても考慮する必要がある。	・検討結果を聞くだけに終わりそうな内容である。 ・その立地条件により、付加価値を付けるなど、その土地の評価を高める方向で検討した方がよい。未利用地が重荷だから、或いは始末に困るから売却ということでは適切ではない。取得時並みの価格では売却すべきである。 ・山林などの場合、工場誘致のために先行投資ができるかどうか、結果に影響すると思われる。 ・土地取得額を下回っても、寝かせておくより、早売りでそれに近い額を早く回収し、短期財源とすることもよいのではないか。	

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	資料 番号	推進委員会の提言 ～小分類(基本目標)別～	参考意見等 (審議過程における様々な意見等)	
							具体的改革項目への意見等	全体に通じる意見等、その他関連意見等
	2 歳出	4 各種補助金の見直し	1 補助金の見直し	1 交付基準に基づく各種補助金の見直し	26-6	基本目標4「各種補助金の見直し」においては、「補助金等の必要性、費用対効果などについて、適正な補助基準の設定など」を視野に入れて検討され、1改革項目によって実施概要が示されている。その内容について次のとおり提言する。 各種補助金の見直しを図る主旨から、交付基準に基づく各種補助金の見直しを図ることとされており、これまでになかった補助金の基準の策定など、新たな制度を構築しようとするものである。 危機的財政状況から削減の方向性とならざるを得ないと思われるが、真に有効なものについては拡充も必要である。特に削減又は廃止の判断にあたっては、関係団体等の十分な理解が得られるよう基準を明確にして制度を運用され、効率的かつ効果的な補助金の活用に資するよう努められたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・これまではランク付けなどの具体的な基準がなかったのか。 ・目標額を19年度に削減したら、その後は同じ金額か、或いは、段階的に削減するのか。 	
		5 人件費の見直し	1 職員定数の見直し	1 適正な組織体制・人事配置の合理化	27-1	基本目標5「人件費の見直し」においては、「給与制度・運用・水準の適正化などについて、職員定数の見直しなど」を視野に入れて検討され、2改革項目によって実施概要が示されている。その内容について次のとおり提言する。 人件費の見直しを図る主旨から、一般職においては、適正な組織体制・人事配置の合理化により人件費の削減を図ることとされているが、現時点では、145人への削減目標は、退職者を想定したもので、適正化を想定したのではない。 しかし、すでに業務量調査に取り組まれ、職員定員適正化計画に反映する予定であることから、調査結果に基づく業務量の再配分に際しては、適正な組織体制と人事配置の合理化に努められ、削減目標額への到達を図られたい。但し、業務量と人数の関係には職員の能力向上が加味されなければ、本来の「適正化」にはならないことを踏まえておく必要がある。 特別職においては、特別職等の給与・報酬等の見直しを図るため、特別職報酬等審議会に諮問され審議中であるため、その結果に委ねることとなるが、危機的財政状況の中、行財政改革において痛みを分かち合うときには、首長自らが改革の意思を明確にするために決意して表明することで、多くの人の意識変革に繋げることも一つの選択である。	<ul style="list-style-type: none"> ・退職に伴う職員補充をしない場合、5年後、10年後に職員の年齢層に断層が生じるのではないかと心配される。 ・職員定員適正化計画策定後には、見直すこととしているのは、現時点では、145人への削減目標は、退職者を想定したもので、適正化を想定したのではないのか。 ・勤奨退職者は、具体的に把握できる数ではないので、定年による自然減だけではテーマにならない。勤奨により何名退職者させるといふのであれば、テーマになる。退職者分を不補充とするのなら、それをテーマにすべきであり、業務の見直しから削減目標を導くべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に、実施期間終了後の公表となっているものが多いが、PDCAサイクルによる実施内容のフォロー(見直し)時期を明確にすべきである。
			2 特別職等の給与・報酬等の見直し	1 特別職等の給与・報酬等の見直し	27-2		<ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革において痛みを分かち合うときには、首長自らが改革の意思を明確にするために決意して表明すべきであり、そのことが多くの人の意識を変えることに繋がるものである。報酬審議会に預けたのでは、首長の意向がくみ取れない。 ・他団体との比較資料には、財政力などの情報がないので、高い、低い判断はできない。 ・資料の2万人未満の町の平均と比べられると、本町は殆どが平均以上なので参考にすべきである。 	

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	資料 番号	推進委員会の提言 ～小分類(基本目標)別～	参考意見等 (審議過程における様々な意見等)	
							具体的改革項目への意見等	全体に通じる意見等、その他関連意見等
		6 公共事業等の見直し	1 公共事業の見直し	1 公共事業(町単独土木事業費)の抑制	27-3	<p>基本目標6「公共事業等の見直し」においては、「効率的かつ効果的な公共事業の実施について、コストの削減、選択と集中による予算の重点配分など」を視野に入れて検討され、1改革項目によって実施概要が示されている。その内容について次のとおり提言する。</p> <p>公共事業等の見直しを図る主旨から、公共事業(町単独土木事業費)の抑制を図ることとされており、切れるものは切ること、事業の先送りなども、緊急避難的にはやむを得ない。</p> <p>しかし、真に必要な事業については、町の将来ビジョンを考慮して判断されるべきであり、当該事業に関係する仕事に従事する住民の痛みにも配慮が必要である。なお、負担の公平性の観点から、必要により受益者負担を徴することについての検討も考慮されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業土木関係の支出は、農業者が個人収益を得るためのものであると解するが、下水道事業では受益者負担があるのに、農業土木関係については受益者負担がないのは、負担の公平性に欠けているのではないか。 ・町単独以外の補助事業等が多くあるのなら問題ないが、約6億円の削減によってそれぞれの事業に関係する仕事に携わっている方はどうなるのか。また、削減によって住民はどんなことを我慢しなければならないのか。 ・切れるものは切ること、事業の先送りなども、緊急避難的にはやむを得ないが、予算付けすべきところには付けるよう、町の将来ビジョンを考慮して判断されるべきである。 	
		7 経常経費、投資的経費の見直し	1 扶助費及び報償費の見直し	1 敬老祝金の支給対象者の見直し	23-2	<p>基本目標7「経常経費、投資的経費の見直し」においては、「歳出の抑制について、事務処理コストの削減など」を視野に入れて検討され、2改革項目によって実施概要が示されている。その内容について次のとおり提言する。</p> <p>経常経費、投資的経費の見直しを図る主旨から、敬老祝金の支給対象者の見直しを図ることとされており、市町村合併協議において確認されていた内容や、他団体の状況からも、見直しはやむを得ない状況と解されるが、町に貢献され、敬老祝金を毎年楽しみにされている高齢者をないがしろにしているかのような誤解を招きかねない内容であるので、実施にあたっては十分配慮されたい。</p> <p>投資的経費の削減については、町単独土木事業費の抑制に関する項目への意見等と同様である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老祝金を毎年楽しみにしている方もいるので、配慮が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この項目が早く提案されたのは何故か。弱いところから手をつけているのではないか。そんなに大きな金額のものではないと思う。 ・高齢者をないがしろにしているのではないか。こういう項目は後からにして、難しいものから出して欲しい。出しやすい項目だろうが、反発も大きい。配慮が足りない。 ・来年度から実施するのであれば、来年度には評価が可能ではないか。
			2 投資的経費の削減	1 投資的経費の削減			27-4	

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	資料番号	推進委員会の提言 ～小分類(基本目標)別～	参考意見等 (審議過程における様々な意見等)	
							具体的改革項目への意見等	全体に通じる意見等、その他関連意見等
2 透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進	3 行政運営	8 事務事業の見直し	1 事務処理方法の改善(効率的な行政運営)	1 職員提案制度の導入	26-7	基本目標8「事務事業の見直し」においては、「事務処理方法などの改善について、民間への業務委託など」を視野に入れて検討され、2改革項目によって実施概要が示されている。その内容について次のとおり提言する。 事務事業の見直しを図る主旨から、職員提案制度の導入を図ることとされており、多くの提案が寄せられ、事務事業の改善や民間手法の有効活用などの検討に資することが望まれるが、企業の場合、採用提案には褒賞や昇給などの見返りがあるので継続できている現実があり、制度の活用及び継続ため、この制度を運営する関係者の工夫と努力に期待するものである。 決裁規程の見直しについては、収入役事務を助役が兼掌する予定であり、各課長においては、決裁権限の委譲により、これまで以上の責任を負うことになるので、チェック機能に遺漏が無いようその運用に努められたい。 また、事務処理の一元化や電算システムの有効活用などについても併せて推進されることから、省力化による職員の減員も効果として想定し、人件費の削減などに繋がるよう努められたい。 なお、「20日前後に決裁が集中する」などの課題は、この改革以前に、時期の分散などの事務処理方法の見直しや担当者間の連携により一定の効果が期待できるものであり、職員提案制度の活用などにより、改善に努められたい。	・企業の場合、採用提案には褒賞や昇給などの見返りがあるので継続できている。絵に書いた餅になる可能性がある。	・改革プランと同じような内容提案が出てきた場合、推進委員会に、諮りながら実行していくのか。 ・決裁の時期的集中を避けるための見直しのため、この改革項目を取り上げたのであれば行革に反する。見直しの理由、改革の視点が違うのではないか。 ・現状の問題把握ができていない。この項目は、23-4「事務処理の一元化」と連動しており、担当者間の融通を利かせてやればよいこと。
				2 決裁規程の見直し	23-3		・何故20日前後に決裁が集中するのかを課題として踏まえるべきである。 ・事務の分散によって、合理化が図れる。 ・課長が育ったので、責任感を持たせるということなら行革になる。 ・金額に応じて支払い時期を分散する方法なども研究してみてもどうか。五十払いという方法もある。 ・決裁権限委譲の前に、事務段階の見直しが必要ではないか。 ・決裁業務をどう円滑に進めるかの問題だから、実際にやっている人にしかわからないことなので、これでよい。	
				3 事務処理の一元化	23-4		(23-3で関連して意見あり。)	
				4 電算システムの活用促進	26-8		・省力化による職員の減員を想定しておくことが必要である。	
		9 行政評価の定着	1 行政評価の導入	1 行政評価の導入	1 行政評価の導入	27-5	基本目標9「行政評価の定着」においては、「事務事業の不断の見直しについて、PDCAサイクル手法など」を視野に入れて検討され、1改革項目によって実施概要が示されている。その内容について次のとおり提言する。 行政評価の定着を図る主旨から、行政評価の導入を図ることとされており、今回の行財政改革においても導入されているPDCAによる計画 実行 検証 評価 見直しのサイクルが事務事業においても適用され、常に高い目標に向かって見直しを繰り返す、効率的かつ効果的な行政運営が実現されることが期待される。 しかし、運用段階においては、住民のために行政がやるべき仕事は何かを常に考えながら取り組む必要がある。いたずらに、評価点にだけこだわるべきではない。 また、評価のためには一定のコストが必要であるから、コストを上回る効果が出なければ改革にはならないことを踏まえ、日常的にPDCAサイクルを活用して、業務の仕組みそのもの見直しに努められたい。	・評価により良かったところだけが取り上げられ、一部住民のニーズにより安易に事務事業を継続したり、事務選択や優先順位付けが適正に行われなかったりということが生じないか。 ・良い評価だけではなく、クレームや問題点のチェックやその対応などにも活用を。 ・評価のためのコストを上回る効果が出なければ改革にはならないし、結果のチェックだけでは良い行政づくりには結びつかない。日常の業務の仕組みそのものを見直す方向で考えていただきたい。

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	資料 番号	推進委員会の提言 ～小分類(基本目標)別～	参考意見等 (審議過程における様々な意見等)	
							具体的改革項目への意見等	全体に通じる意見等、その他関連意見等
		10 行政サービスの向上	1 住民ニーズの把握	1 住民ニーズの把握	27-6	<p>基本目標10「行政サービスの向上」においては、「窓口業務の向上などについて、住民ニーズの把握など」を視野に入れて検討され、1改革項目によって実施概要が示されている。その内容について次のとおり提言する。</p> <p>行政サービスの向上を図る主旨から、住民ニーズの把握を図ることとされており、住民にわかりやすい案内図やサインの設置の項目において実施予定の、来庁者への聞き取り調査などの有効活用が期待されるものである。</p> <p>しかし、サービスを低下させることなく、従来にもまして質の高い行政サービスを提供するためには、様々な年齢層の住民ニーズや状況に対応できる熟練者による適切な対応が望まれるものである。策定を予定されている人材育成基本方針を活用され、住民ニーズに柔軟に対応できる人材育成にも努められたい。</p>	・サービスを低下させることなく、従来にもまして質の高い行政サービスを提供するためには、様々な年齢層や状況に対応できるよう、熟練者の育成が望まれる。	
	4 協働	11 情報の公開と共有	1 行政情報の公表公開	1 行政情報の公表公開	27-7	<p>基本目標11「情報の公開と共有」においては、「町行政の重要な取り組みの決定過程の公表などについて、説明責任の向上による透明性の確保など」を視野に入れて検討され、1改革項目によって実施概要が示されている。その内容について、意見等は特になし。</p>		
		12 住民参画の推進	1 住民参画の推進	1 住民参画の推進	27-8	<p>基本目標12「住民参画の推進」においては、「住民の意見を行政に反映させる機会の拡大について、具体的手法の導入などについて、説明責任の向上による透明性の確保など」を視野に入れて検討され、1改革項目によって実施概要が示されている。その内容について、意見等は特になし。</p>		
		13 住民と行政との協働	1 住民団体の育成・支援	1 住民団体の育成・支援	27-9	<p>基本目標13「住民と行政との協働」においては、「行政と住民の役割の明確化について、住民団体の育成・支援、地域コミュニティの推進などについて、説明責任の向上による透明性の確保など」を視野に入れて検討され、1改革項目によって実施概要が示されている。その内容について、意見等は特になし。</p>		

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	資料番号	推進委員会の提言 ～小分類(基本目標)別～	参考意見等 (審議過程における様々な意見等)		
							具体的改革項目への意見等	全体に通じる意見等、その他関連意見等	
3 地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進	5 組織機構	14 柔軟な組織の編成	1 住民の窓口サービス向上の推進	1 住民にわかりやすい案内図やサインの設置	27-10	<p>基本目標 1 4 「柔軟な組織の編成」においては、「地方分権や社会の変化に対応した行政の体制づくりについて、庁内分権、決裁権限の委譲など」を視野に入れて検討され、6 改革項目によって実施概要が示されている。その内容について次のとおり提言する。</p> <p>柔軟な組織の編成を図る主旨から、住民にわかりやすい案内図やサインの設置、申請手続きの改善、時間外窓口の設置を図ることとされている。柔軟な組織の編成を検討するにあたって、住民の窓口サービス向上の推進を視野に入れているものである。第3次改革の検証において課題とされていた総合窓口やワンストップサービスについては、先進地の実績などに注目しながら今後も研究を継続されたい。</p> <p>しかし、窓口サービスにおいては、案内図やサインなどの問題というより、笑顔による職員の速やかな対応のあり方が重要である。例えば、職員OBなどの協力を得て、窓口案内や申請書の記入方法を来庁者に教えるサービスを行うなどの方法で、窓口事務を円滑化させることも一つの手法である。グループ制の活用などによる課室局の統廃合においても、様々な手法を实践され、窓口サービスの向上に努められたい。なお、これらの項目は、調整上の経緯があるが、最終的な内容は「行政サービスの向上」の小分類にも該当する部分もあると解されるので、一考されたい。</p> <p>特別収納対策課の設置については、設置によって一定の収納率の向上は見込めるものの、視点を変えれば数千万円の人件費が投入されることとなるため、費用対効果が求められるものであることを十分踏まえられたい。</p> <p>なお、短期間に一定の効果を上げ廃止できることが望ましい部署であるので、効果創出に努められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この項目と次の項目は、行政運営関係の項目で、「行政サービスの向上」の小分類に入るのではないか。 ・プランに上げなくてもやればよいことである。 ・職員OBなどの協力を得て、窓口案内や申請書の記入方法を教えるサービスを行うなどの方法で、窓口事務を円滑化させることも可能ではないか。 ・案内図やサインの問題というより、職員の対応のあり方が大事なことであるので、サービス向上の運動として取り入れられることが望ましい。 ・笑顔が大事。来庁者も、わからないことは笑顔の人に聞けばわかると感じられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員自らが汗をかくことより、モノを変えたり、何か別のことをする提案が多い。 	
				2 申請手続きの改善	27-11				
				3 時間外窓口の設置	26-9				
			2 組織・機構の改革	1 課室局の統廃合	27-12				
			3 組織の運営方法の見直し	1 グループ制の導入	27-13				
	4 滞納整理する専門組織の設置	1 特別収納対策課の設置	26-10	<ul style="list-style-type: none"> ・現状を効率化するためにこの改革が必要だという理由を、前段に謳うべきである。 ・特別収納対策課は一定の効果を上げ、短期の組織となることが望ましい。早く無くなるよう努力していただきたい。 ・特別収納対策課に職員10人を配置すれば、収納率は上がるだろうが、視点を変えれば数千万円の人件費が投入されることになり、効果の創出が重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別収納対策課、プロジェクトチームなどの整理組織は、一本で良いのではないか。行政内部の仕組みを知らない人もいるので、わかりやすい説明を。 				

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	資料 番号	推進委員会の提言 ～小分類(基本目標)別～	参考意見等 (審議過程における様々な意見等)	
							具体的改革項目への意見等	全体に通じる意見等、その他関連意見等
		15 職員配置の適正化	1 定員管理の適正化	1 業務量に応じた適正配分	27-14	基本目標15「職員配置の適正化」においては、「職員定員管理について、今後の退職者数や採用者数見込みなど」を視野に入れて検討され、5改革項目によって実施概要が示されている。その内容について次のとおり提言する。 職員配置の適正化を図る主旨から、業務量に応じた適正配分を具体化するため、すでに業務量調査が実施されており、職員定員適正化計画の策定に反映される予定となっている。業務量と人数との関係には、人の能力の問題もあり、何をもちて適正と判断するかは、様々な意見があるところである。しかし、各職員の能力の水準を高めずに実施しようとするれば、本来の適正化とは意味が異なる結果となるので、本来の適正化を目指すのであれば、教育を加味しながら職員の能力向上を図る必要がある。	・業務量と人数との関係には、能力の問題がある。何をもちて適正と判断するかは、様々な意見があるが、能力のない職員をもってやろうとすれば、本来の適正化と意味が変わるので、本来の適正化を目指すのであれば、教育を加味しながら職員の能力アップを図る必要がある。	
				2 収入役事務の兼掌	26-11	教育は、町としてスペシャリストを作るのか、ゼネラリストを作るのか、或いはマネージャーを育てたいのかなど、目標を持った教育にすべきあり、人事評価制度と教育、異動、昇格などのリンクによることが有効であることから、女性職員の管理職登用、異動希望自己申告制度の導入、昇格資格試験制度の導入の効果に期待するものである。 また、場合によっては、スペシャリストの中途採用なども、有効な手法と考えられるので、より有効な手法を駆使され、職員配置の適正化に努められたい。		
			2 女性職員の積極的登用	1 女性職員の管理職登用	26-12	なお、今後の退職者数や採用者数見込みなどと密接に関連する内容でもあるので、職員定員適正化計画の策定において具体化されたい。	・希望が叶うとモチベーションが低下し、やがてはエゴイストになる恐れがある。スペシャリストを作るのか、ゼネラリストを作るのか、或いはマネージャーを育てるのか目的を明確にすべきである。	・県では異動の範囲も広いが、町では狭い。異動と通勤費の関係はどうか。また、本庁の職員は出先より1号俸高いと聞いたことがあるが、事実か。
			3 人事管理制度の導入	1 異動希望自己申告制度の導入	23-5		・町として、どういった人間(職員)を作りたいのか、目標を持った教育にすべきある。	
				2 昇格資格試験制度の導入	26-13		・人事評価制度と教育、異動、昇格などのリンクにより、職員は育つ。スペシャリストの中途採用も考えてはどうか。	
							・この制度の導入は、住民サービスの向上、職員のやる気を起こさせるなどの目的があがっているが、能力主義の観点からか。また、実際の登用に当たっては、勤務年数なども関係するのか。	
		16 附属機関の見直し	1 附属機関の見直し	1 附属機関の見直し	26-14	基本目標16「附属機関の見直し」においては、「附属機関の客観性の確保について、その役割や必要性の検証など」を視野に入れて検討され、1改革項目によって実施概要が示されている。その内容について次のとおり提言する。 附属機関の見直しを図る主旨から、その検討を平成18年度に行うこととされているが、検討後の公表においては、見直し後の具体的内容を明確にされたい。 なお、行政職員(OBを含む。)の委員就任を制限する主旨は一定理解できるが、全ての附属機関について制限することが適当かどうか、状況によるものと解されるので、検討においては配慮されたい。	・行政職員(OBを含む。)の主旨は、全ての附属機関について制限することか。	
							・どのように見直しするのが明確ではないので、改革としては中途半端に終わる可能性がある内容である。見直し後どのようにするのかを示すべきである	

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	資料 番号	推進委員会の提言 ～小分類(基本目標)別～	参考意見等 (審議過程における様々な意見等)	
							具体的改革項目への意見等	全体に通じる意見等、その他関連意見等
	6 職員	17 人材育成 の推進	1 人材育成 基本方針 の策定	1 人材育成 基本方針 の策定	23-6	<p>基本目標17「人材育成の推進」においては、「多様化する行政需要への対応について、職員の専門性や政策形成能力の向上を図る研修等の実施など」を視野に入れて検討され、1改革項目によって実施概要が示されている。その内容について次のとおり提言する。</p> <p>人材育成の推進を図る主旨から、人材育成基本方針を策定することとされており、課の統廃合や職員配置の適正化などの取組みと関連すると同時に、今後、団塊の世代の大量退職などもあるので、行財政改革の中では、事務を如何に効率的かつ効果的に継承していくかという面からも重要な取組みである。</p> <p>策定後の基本方針に基づく人材育成の推進はもとより、職員は、自ら具体的な目標を持って自己投資をするなど、自身の資質の向上に努められたい。また、基本方針は、正職員対象の内容であるが、臨時職員の指導についても考慮されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・正職員対象の内容であるが、臨時職員の育成についても考慮してはどうか。 ・職員は、自ら具体的な目標を持って自己投資をしていただきたい。 ・団塊の世代の大量退職などもあるので、事務を如何に継承していくかも重要である。 	
		18 人事交流 等の推進	1 広域的な 人事交 流・派遣	1 広域的な 人事交 流・派遣 の検討	23-7	<p>基本目標18「人事交流等の推進」においては、「職員の資質向上について、民間企業や先進自治体との交流など」を視野に入れて検討され、1改革項目によって実施概要が示されている。その内容について次のとおり提言する。</p> <p>人事交流等の推進を図る主旨から、広域的な人事交流・派遣の検討をすることとされており、必要な取組みである。</p> <p>ただし、実施にあたっては、広域とはどの程度か、どんな業種かなどの課題もあり、受け入れ側に対しては交流・派遣等による教育の目的を明確にすべきである。期間についても、長期(半年、1年など)の方が派遣側にとっても受け入れ側にとっても良いと思われる。また、可能であれば、鞍手町企業交流センターの活用も視野に入れ検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域とはどの程度か。どんな業種かなどを明確にすべきであり、目標のない教育ではよくない。 ・小学校の教師は、民間に行っている。社協に行くこともある。企業関係をあたらよいのではないか。また、企業交流センターも活用できるのではないか。 ・受け入れ側に対して目的を明確にするべきであり、長期(半年、1年など)の方がよい。 	

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	資料番号	推進委員会の提言 ～小分類(基本目標)別～	参考意見等 (審議過程における様々な意見等)			
							具体的改革項目への意見等	全体に通じる意見等、その他関連意見等		
4 民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進	7 管理	19 施設の改善	1 施設の改修	1 施設改修計画の策定	23-8	基本目標19「施設の改善」においては、「老朽化等に伴う施設補修について、その効率的かつ効果的な実施など」を視野に入れて検討され、1改革項目によって実施概要が示されている。その内容について次のとおり提言する。 施設の改善を図る主旨から、施設改修計画を策定することとされているが、厳しい財政事情から、計画的な取組みが必要である。 特に、アスベスト被害の防止や、耐震性能の確保などは、緊急な課題であり、速やかな対応が望まれるところである。よって、改修計画の策定にあたっては、施設の統廃合の検討を考慮しつつ優先順位をつける方法を用い、効率的かつ効果的な取組みをされたい。	・アスベスト被害の防止や、耐震性能の確保などを考慮し、改修計画には、優先順位をつけてはどうか。			
				20 施設管理の改善	1 施設管理の改善	1 利用申請等の改善	26-15	基本目標20「施設管理の改善」においては、「住民の利用しやすい施設づくりについて、利用申請、料金の収納、利用方法の改善など」を視野に入れて検討され、1改革項目によって実施概要が示されている。その内容について、意見等は特になし。		
	8 運営	21 民間委託等の推進	1 指定管理者制度の導入	1 総合福祉センター	26-16	基本目標21「民間委託等の推進」においては、「効率的かつ効果的な施設運営について、全ての施設を対象に、指定管理者制度、PFI等による民間活力の有効活用又は直営(一部業務委託を含む。)など」を視野に入れて検討され、8改革項目によって実施概要が示されている。その内容について次のとおり提言する。	・財政的効果の目標5パーセントの根拠が明確ではないが、現状、職員の努力ではこれ以上の節減は不可能だと判断での提案か。			
				2 文化体育総合施設	26-17	民間委託等の推進を図る主旨から、指定管理者制度の導入などによる民間活力の活用について、検討することとされている。				
				3 大谷自然公園	23-9	指定管理者制度の導入に関しては、財政的効果の目標を5パーセントとされているが、現状の管理経費について、職員の努力によりさらなる節減が可能かどうかを精査し、どの施設についても、真に合理化が可能かどうかという視点で、指定管理者制度の導入を考えていく必要がある。ただし、鞍手町衛生センターについては、下水道整備計画との関係で、簡易水洗や合併浄化槽の利用者が、将来的にどの程度になると見込まれるかなどを考慮する必要があり、判断しづらいものである。 剣第二・西川第二保育所の民営化の検討については、次世代育成支援行動計画の策定の中では、本町には五つの直営保育所があるので、病気の子の保育、休日や時間外の保育についても対応できることとした経緯があるので、次世代計画との整合性を図る必要がある。	・管理運営の担当部署となる社会教育課の職員は、早くこの施設を見て、対応を考えてもらいたい。	・この施設を建設する企画立案の内容は、住民にどのように周知したのか。 ・周辺の側溝がかなり傷んでいる。 ・町長へのはがきで、この施設の管理・運営(費用対効果、薬草ボランティアの育成など)について尋ねたが、文章での回答は貰っていない。 ・工事は最終段階に入ったが、前任者から引き継いだ事業なので詳細はわからないということでは、責任体制に問題がある。何億もかけるような事業は、指定管理者制度云々の前に事業の進め方全部について、考え方を考える必要がある。 ・資料23-9から23-11は、指定管理者制度の導入について審議すべきである。		
				4 鞍手町葬祭場		23-10	また、保育料の改定が改革項目として別があり、さらに、2園の民営化も実施することになると、関係住民は二重の痛みを感じるようになるため、関係住民の支持を得ることは難しいと思われる。		・具体的管理・運営のあり方を明確にすることが先決である。	
				5 鞍手町衛生センター		23-11	さらに、一方では少子化対策が進められている現状であることから、民営化により財政効果が出るのであれば、むしろその分保育料を値下げすることなどを望む声もあると思われるので、考慮され、十分に検討されたい。 学校給食の民間委託については、施設が老朽化してきているからという理由だけで民間委託するということでは適切ではないと思われる上、地元の農業振興と地産地消の考え方で地元の産物を使って地元		・この施設に限らず、合理化が可能かどうかという視点で、指定管理者制度の導入を考えていくべきである。	
									・財政的効果の目標を5パーセント以上にできないかという努力も必要である。	
									・下水道整備計画との関係で見ないと、指定管理者制度の導入については判断しづらい。	
							・簡易水洗や合併浄化槽の利用者が、将来的にどれくらいになると見込まれるかによって、最終的に衛生センターが必要なくなるようでは、受け手もないだろう。また、衛生センターの使用量が少なくなるということになるならば、今の1市4町で一緒に施設を作ることも考えられると思う。			

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	資料 番号	推進委員会の提言 ～小分類(基本目標)別～	参考意見等 (審議過程における様々な意見等)	
							具体的改革項目への意見等	全体に通じる意見等、その他関連意見等
			2 民間活用	1 剣第二・西川第二保育所の民営化の検討	27-15	<p>しかし、現に老朽化している施設を使うことで、受け手があるかどうかの問題もあり、施設は持つほど補修費と修繕費がかかるので、できるだけ負担を軽くするため、設備を持っている民間に委託するのも有効な手法である。</p> <p>民間委託の検討にあたっては、学校給食運営審議会において十分議論される必要がある。町としても、一旦民間委託したら直営に戻すことが難しいことや、先進的な取り組みをしているところでは、あえて自校方式に切り換えているところもある。また、鞍手町社会福祉協議会で実施している老人給食の民間委託の実施例等々の事例を十分調査・研究されたい。</p> <p>学校用務員委託の廃止については、財政的效果は見込まれるが、廃止に伴い、現用務員には住居の確保や職探しなどの厳しい問題が生じる可能性があること、また、用務員の仕事が、警備委託で全てできるわけではないことも考慮する必要がある。住民サービスの低下にならないよう検討され、実施されたい。</p>	<p>・次世代育成支援行動計画の策定の中では、本町には五つの直営保育所があるので、病気の子の保育、休日や時間外の保育についても対応できることとした経緯があるが、次世代計画との整合性はどうか。</p> <p>・保育料の改定が改革項目として別にあり、さらに、2園の民営化も実施することになると、関係住民は二重の痛みを感じるようになるため、財政面が先行するこの改革では、住民の支持が得られないのではないか。少子化対策が一方で進められる中、民営化により財政効果が出るのならば、保育料に反映させることも必要ではないか。</p> <p>・3園で定員は足りるとのことだが、民営化する2園については引き受け手があるのか。</p>	<p>・財政シミュレーションによる約2.5億円の不足額を補う必要性は理解できるが、何もかもカットで数字合わせになるのは良くないので、必要な部分と切るべきところをトータルで十分検討していただきたい。</p>
				2 学校給食の民間委託	23-12		<p>・施設が老朽化してきているから民間委託ということでは適切ではない。地元の農業振興と地産地消の考え方で地元の産物を使って地元で金を落とすことも考えてはどうか。</p> <p>・まず、農業団体の方たちを行政として支援することが、本来あるべき姿である。住民の力を借りずに、すぐ民間委託への検討ということでは短絡的である。</p> <p>・社協で行っている老人給食においては、民間委託で行っているが大きな問題もないので、民間活用は賛成である。</p> <p>・老朽化している現在の施設を使うことでは、受け手があるかどうか疑問である。</p> <p>・地産地消の件など学校給食運営審議会に任せてはどうか。また、幅広く意見を聴取するため、臨時拡大委員会を開き、意見を吸い上げることも考えてはどうか。</p> <p>・施設は持つほど補修費と修繕費がかかるので、できるだけ負担を軽くするため、設備を持っている民間にお願いするののも一つの手法である。その方向で進めていただきたい。</p> <p>・民間委託の検討にあたっては、町としての実績やノウハウなどを積んだ上で判断することとしてはどうか。</p> <p>・5パーセントというアバウトな削減目標では、あまり効果が見込めない。現にかかっているお金の積み上げと精査をしっかりとやるべきである。</p>	<p>・民間委託等の活用推進については、本委員会が策定した基本方針に沿った案であり、これから具体的内容を検討するということなのでこれで良い。実施に係る詳細については、実行部隊に任せれば良い。</p>
			3 直営(業務委託の見直し)	1 学校用務員委託の廃止	23-13		<p>・廃止に伴い、現用務員には住居の確保や職探しなどの厳しい問題が生じる可能性があるため、十分に配慮すべきである。</p> <p>・財政効果があっても内容は良いが、用務員の仕事が、警備委託で全てできるわけではないと思われるので、住民サービスの低下にならないよう配慮すべきである。</p>	

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	資料 番号	推進委員会の提言 ～小分類(基本目標)別～	参考意見等 (審議過程における様々な意見等)	
							具体的改革項目への意見等	全体に通じる意見等、その他関連意見等
		22 統合、廃止及び用途の見直し	1 施設の統合	1 室木小学校と西川小学校の統合についての検討	27-16	<p>基本目標22「統合、廃止及び用途の見直し」においては、「自治体の規模にあった施設数、施設規模等について、利用の現状、利用関係者の意見、費用対効果の把握など」を視野に入れて検討され、2改革項目によって実施概要が示されている。その内容について次のとおり提言する。</p> <p>統合、廃止及び用途の見直しを図る主旨から、室木小学校と西川小学校の統合についての検討及び鞍手分校の存続・統合・廃校に向けての検討をすることとされている。</p> <p>これらの項目の実施には、いずれにせよプラス・マイナスがともなうものである。「行革のため」が優先されるのであれば統廃合ということになるであろうが、「子どもたち、地域や住民、卒業生のため」が優先されるのであれば、一気に統廃合することは難しいと思われるので、関係者の意向を十分に聞く必要がある。複式学級をなくす目的であれば、プランに掲げる必要はない。</p> <p>また、教育に関する問題であるがその視点での論議がなく、数字の削減だけの内容に陥る危険性がある。子どもを抱える住民の意向を踏まえ、住民との協働の実践と捉えて、そのニーズに合うような結論を出すよう、検討されたい。</p>	<p>・関係住民に、費用対効果や施設の維持管理(アスベスト関係、耐震関係なども含めて)について住民に説明しながら、中学校や他の小学校の統合なども検討した上で、プランに出てくるべきものであり、複式学級をなくすだけならば、プランに掲げなくてもやれば良い。</p>	<p>・27-15から27-17までの3項目は、教育に関する問題であるがその視点での論議がなく、数字の削減だけの話になっている。子どもを抱える住民の意向を踏まえ、当委員会がOKを出すことになれば、委員として責任が持てない。住民との協働の実践と捉えて、関係住民との協議により、そのニーズに合うような結論を出すよう、給食に係る食育の問題も併せて議論し、解決していただきたい。</p> <p>・これらの項目は、第3次の課題を第4次に引き継いでいる部分があるが、その経過として、行政内部ではどのような検討がされたのか。第4次からさらに第5次へと引き継いでいくにしても、どこかで推進委員会としての一定の方向性を示すことも必要ではないか。</p> <p>・これらの項目の実施には、いずれにせよプラス・マイナスがともなう。「行革のため」が優先されるのであれば統廃合ということになるであろうが、「子どもたち、地域や住民、卒業生のため」が優先されるならば、一気に統廃合は難しい。関係者の意向を十分に聞きこんで検討すべきである。</p> <p>・統合によって空いた施設を他の用途に転用するのなら分かりやすいが、空いた施設を民営化するのは酷い気がする。子どもたちを大切にしようとする取組みも一方で活発化している中、子どもたちにお金をかけて、将来ある子どもたちをきちんと育てることは大切なことであるので、民営化ありきでスタートし、お金だけで割り切らない方が良い。</p> <p>・高齢者に関する項目から始まり、子どもに関する項目も出てきているが、他の改革を十分行った上で、それでも足りないのであれば、その時にこれら改革の関係者の意向を聞いて検討をするべきである。</p>
			2 施設の廃止	1 鞍手分校の存続・統合・廃校に向けての検討	27-17			